

【新型コロナウイルス関連】市内事業者への支援について

令和2年3月3日現在

1. 市内事業者からの相談件数

年月日	市(商工課)
令和2年3月2日	18件

2. 事業者向け支援制度(概要)

	支援制度	内 容	問合せ先
資金 繰り 関係	新型コロナウイルス対策 貸付(兵庫県融資制度)	[融資対象者] 新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で、1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方。 [融資条件] ・融資限度額 2.8億円(1企業・1組合) ・融資利率 年0.70%(固定利率) ・融資期間 10年以内(うち据置2年以内) ・資金使途 運転資金・設備資金など ・取扱期間 令和2年2月25日申込分から 令和2年6月30日融資実行分まで 等 [申込先] 県融資制度の取扱金融機関へ	○県地域金融室 078-362-3321 ○市商工課 0798-35-3326
	セーフティネット保証4号 ※指定期間: 令和2年2月18日～ 令和2年6月5日	経営の安定に支障が生じている中小企業者を一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度で、借入れ債務の100%を保証。 [認定要件] ・本市において1年以上継続して事業を行っていること。 ・当該感染症の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少し、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。	○市商工課 0798-35-3326
	セーフティネット保証5号 業況が悪化している対象 業種の追加 ※指定期間: 令和2年3月6日～ 令和2年3月31日	特に重大な影響が生じている宿泊業や飲食業など40業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。 [認定要件] ・最近3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれること。	○市商工課 0798-35-3326

雇用 関係	雇用調整助成金の 特例措置	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当、賃金等の一部を助成する制度が拡大され、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が対象となった。</p> <p>[受給要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の適用事業主であること 等 <p>[助成内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率 大企業 1/2 中小企業 2/3 (対象労働者 1人当たり日額 8,330円が上限) ・支給限度日数 1年間で 100日(3年間で 150日) 	○ハローワーク 西宮 0798-75-6711
経営 相談	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口	西宮商工会議所では、新型コロナウイルスの流行により影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象に経営相談窓口を設置。	○西宮商工会議所 経営支援課 0798-33-1257

3. 検討中の事業

○(国)小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度の創設)

○(市)新型コロナウイルス関連「緊急経営相談会」の開催